

## 第9期介護保険事業計画における介護サービス基盤整備方針（案）

### 第1 基本的な考え方

第9期介護保険事業計画では、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築方針を定めます。

令和3年度から令和5年度の介護給付等の実績、そして現在のサービス提供体制を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を捉え、第9期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス基盤を計画的に確保していくものです。

### 第2 介護サービス基盤整備方針

#### 1. 中長期的方針

2050年頃までの中長期的な介護サービス基盤の在り方としては、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、認知症介護の地域の要・拠点である小規模多機能型居宅介護、医療ニーズの高い居宅要介護者のニーズに柔軟に対応できる看護小規模多機能型居宅介護、地域包括ケアシステム推進の中核的なサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備を中心とした基盤整備を進めることを基本とします。

介護保険施設等の広域的、中・大規模施設については、現状の施設整備状況を踏まえ、及びサービス需要のピークが2035年頃（第12期介護保険事業運営期間）となることを見据え、中長期（2050年頃まで）にわたり新設による整備は行わないものとします。

2035年頃までは介護需要が増加すること、及び特別養護老人ホームの待機者が恒常的に一定の水準にあることを踏まえて、特別養護老人ホームの個室ユニットの増床、又は地域密着型サービスの施設・居住系サービスの新設等について、第10期介護保険事業計画（2027年度から2029年度）において、当該施設等の必要利用（入所）定員総数を設定する方向で検討を進めます。この検討は、第9期介護保険事業運営期間中において、あらためて中長期方針を作成する中で結論を得ることとします。

検討にあたっては、以下の点に留意するものとします。

- ① 「介護サービス需要が減少する」という介護保険制度創設以来初めての局面を迎えることから、中長期的なサービス需要の見込み等について、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、地域の実情に応じたサービス基盤の整備の在り方を慎重に議論する。
- ② 限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、関係サービスの連携の在り方、既存施設や事業所の今後の在り方や有効活用を含めて検討を進める。
- ③ 介護人材の有効活用の観点から、既存事業所の包括報酬型サービスへの転換、既存施設の多機能化、共生型サービスの活用など地域の実情に応じた対応の検討を行う。
- ④ 介護人材確保の困難性から介護需要に対応できない実態があることから、介護人材問題への対策や効果等を踏まえた検討を行う。

#### 2. 第9期介護保険事業計画における介護サービス基盤整備方針

第9期介護保険事業運営期間中は、「1. 中長期的方針」を踏まえて、必要利用（入所）定員総数を設定する介護保険施設等及び地域密着型サービスの施設・入居系サービスの整備は行わないものとします。

介護サービス基盤整備は、地域包括ケアシステムを具体化するために中核をなすサービスである地域密着型サービス（施設・居住系サービス以外）の普及を進めることを基本とします。

特に、定期巡回随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）は、小地域内でサービス提供を行うため利用者の「住み慣れた地域」での生活継続の支援に適していること、包括報酬型サービスであることから一人ひとりの心身状態の変化に現場レベルで柔軟に対応できるため「自分らしい暮らし」の支援に適しています。

##### (1) 地域密着型サービス（施設・居住系サービス以外）の整備促進策の検討

地域密着型サービス（施設・居住系サービス以外）は、自由参入を基本としています。

現在運営している事業所では、定員や登録人数の確保が課題となっており、介護人材不足や制度の趣旨普及が進んでいないことが要因となっています。

今後の事業参入の意向では、報酬水準や介護人材確保などが課題となっており、参入が進んでいない状況があります。こうした事情を踏まえて、次のような対策を講じることについて検討を進めるものとします。

① サービスの趣旨普及等

「住み慣れた地域」での生活継続の支援のため地域内でサービス提供を行うことを可能とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス利用の普及を進めます。

具体的には、地域包括支援センターにおける総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント支援において当該サービスを調整する機能を持たせることを検討します。また、当該サービス事業所と恒常的に相談、連携できる組織を立ち上げてサービス利用を促進する仕組みづくりを検討します。

② 介護保険制度で用意されている地域密着型サービス整備促進策の活用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスの整備を進める制度の活用の検討を進めます。

ア. 公募指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定ができる。

イ. 都道府県協議

市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のために必要があると認めるときは、訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護が市町村介護保険事業計画に定める見込量に達しているとき等に、都道府県に協議を求めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問介護、通所介護若しくは短期入所生活介護の指定をしないこと又は指定について条件を付すことができる。

ウ. 地域密着型の指定制限

市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定をしないことができる。

エ. 都道府県の居宅サービス事業者指定の際の通知等制度

市町村は、法の規定に基づき、都道府県に対して、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定について事前に通知するよう求めることができる。また、市町村は、当該通知を受けたときは、都道府県知事に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

オ. 市町村独自報酬の設定

市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる。

(2) 介護人材確保によるサービス提供体制の安定化確保

既存の介護サービス事業の展開において、介護人材の確保困難によりサービス提供体制を縮小している実態が一定程度存在していることが判明しています。

新たな施設整備の検討の前に、既存施設等における需要に見合う適正な稼働が急がれます。介護人材確保対策について、引き続き大阪府との連携を強化した取組みを進めていきます。

また、市独自にも介護事業者連絡協議会とのタイアップによる事業化の推進を図り、関係課との調整を図って必要な取組みを進めていく必要があります。

(3) 介護サービス基盤整備における有料老人ホーム等（サービス付き高齢者向け住宅を含む）の取扱い

本市に所在する有料老人ホーム等は、全国的及び府下的にトップクラス（高齢者人口比）の施設数を数え、運営上の課題として「入居者の確保」が課題となっている施設も見受けられる状況にあります。特定施設入居者生活介護の指定（いわゆる「介護付き老人ホーム」）を受けない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は基本的には自由参入であり、第8期介護保険事業運営期間においても参入が相次ぎ今後の需要の伸びを勘案しても供給過多となる恐れがあります。これら施設での羽曳野市民の入居率は、6割程度となっており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況があります。

こうした点を踏まえて、次のような対策を講じる必要があります。

① サービスの質の確保等

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要であることから、介護事業者等に対し適切に指導を行います。

② 必要に応じて都道府県と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促していきます。

【資料】

- 別紙1：施設整備状況（国、府、近隣市町村比較）
- 別紙2：人口動態及び介護ニーズを踏まえた将来像
- 別紙3：地域密着型サービスの定員等及び利用状況
- 別紙4：特養待機者の状況